

第二十四回国会
衆議院

商工委員会議録第五十五号

昭和三十一年五月二十三日(水曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 神田 博君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
理事小笠 久雄君 理事笹本 一雄君
理事中崎 敏君 理事永井勝次郎君
秋田 大助君 阿左美廣治君
宇田 耕一君 大倉 三郎君
椎名悦三郎君 島村 一郎君
鈴木周次郎君 野田 武夫君
前田 正男君 森山 欽司君
山本 勝市君 加藤 清二君
多賀谷眞稔君 田中 武夫君
田中 利勝君 帆足 計君
松尾トシ子君

出席政府委員

通商産業 川野 芳満君
政務次官 岩武 照彦君
通商産業事務官 岩武 照彦君
(大臣官房長) 岩武 照彦君
通商産業事務官 鈴木 義雄君
(重工業局長) 鈴木 義雄君
委員外の出席者 専門員 越田 清七君

本日の会議に付した案件
機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第九八号)(参議院送付)

○神田委員長 これより会議を開きます。

去る四月二十日参議院より送付され、本委員会に付託された機械工業振興臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

第一類第九号

商工委員会議録第五十五号 昭和三十一年五月二十三日

本案につきましては、すでに予備審査の際にその趣旨の説明を聴取いたしておりますので、直ちに質疑に入りません。質疑の通告がありますので順次これを許します。田中武夫君。

〔委員長退席、小笠(久)委員長代行着席〕

○田中(武)委員 ただいま議題になりました機械工業振興臨時措置法案につきまして、若干の御質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、この法案が出る前に、当局としては機械工業事業団という考え方を持っておられて、最初の本年度の予算として三十億円でしたか、そのための費用として予算に計上して要求せられたと聞いております。ところが本年度の予算折衝の際にこの予算が削られたので、今提案になっておられる機械工業振興臨時措置法案というふうに変った、こういうふうに考えられるのですが、この予算折衝におけるいきさつ、及び機械事業団という考えからこの法案に変わったというところで、当初当局として考えておられた考え方が、あるいは計画なり等について相違ができておられるかどうか、もし最初の予定と今回のこの法案との間に考え方の相違があるとするならば、どういふ点に現われておられるのか、そんなことについてまずお伺ひいたします。

の法案に盛り込まれている考え方と根拠は同じでございますが、機械工業の基礎を強化するために、立ちおくれしております基礎部門、あるいは部品部門を大いに伸ばそう、かようなわけで、事業団という構想で、それが貸与ベースで民間に機械設備の更新、あるいは近代化を大いにやらせよう、こういう考え方で出されたわけでございまして、ところがそれは予算の折衝の最終段階におきまして、やはりかような事業団というふうな新しい特別の団を作るよりは、金融ベースでいった方がいんじやないかという意見になりましたので、資金面というしましては開銀の特別融資というふうな形で、金融ベースで近代化を促進していく、かような構想に変わったわけでございまして、また金額は、実は当初予算としましては、事業団構想の場合は三十億ないし三十五億というところでございまして、最後の金融ベースの話し合いのときに、開銀の特別融資として三十一年度は十五億というところでございまして、そのうち、しかしながらこの特別の融資は、事業団の構想にありました点とある程度異なるという非常に低利である。それから償還期限も、場合によっては十年程度の長期のものも認められる。それから担保の問題にいたしまして、持ち込み担保と申しますか、機械それ自体を担保に取って、それ以外に開銀が担保を要求する場合は、当該の企業が民間からの金融に差しかえない程度に要求する

とというふうな非常に緩和的な措置をとられております。また機械それ自体につきまして幾割金融するかという問題も、企業の実態によって違ひますが、場合によっては使用設備の全額の貸付もできる、かような、事業団の構想にありましたような、ある程度の構想を取り入れまして、近代化を大いに促進しよう、かような考え方に変わっております。またこの法案に盛り込まれておりますカルテルの結成の問題その他の問題につきましては、従来から考えておりましたものをそのまま取り入れたのであります。

○田中(武)委員 ただいまの御答弁によりまして、最初の事業団の構想と今回のこの法案との間において、いわゆる考え方というものが、構想においてはあまり変りはない、こういうことであります。しかし金額の面をとりましても、最初は三十億ないし三十五億を考へておつた。今度は金融ベースによって開銀銀行の方から十五億、六分五厘、こういうことになった。そういったしますと、金額の面で半額になっていりか計画において初年度は半分の構想になるんじゃないか、こう考えられます。また最初の事業団であれば、その場合は貸付だったんじゃないかと、補助金だったんじゃないですか。いわゆる借る方からくるところの金利の点とか、償還の点その他において若干違ひてきているんじゃないか、このように思ひますが、そのような点はどうなっておりますか。

○鈴木(義)政府委員 お尋ねの金額の点でございますが、実は事業団構想の場合に、大体三十億当初要求いたしましたが、その事業団で折衝してあります段階におきまして、中途でやはり事業団は一年間というふうなベースでなしに、この法案が通り発足するには若干ひまがかかるので、初年度としては少し少くてもいいんじゃないかという考え方、二十億程度に最後の折衝で減額したわけでございまして、それが金融ベースに変わりましたときに十五億に変わりました。それから事業団の構想は、当該企業に近代化のための機械を貸与する形でやるわけであります。貸与でございますから貸与料を取るわけでございしますが、そのベースとして金利にいたしまして年六分程度というふうなことを考へ、また償還期も十年程度だというふうに考へておりますが、若干それと違ひておりますが、大体その趣旨が到達されておる、かように見ております。

○田中(武)委員 この法案の名称を見ましても機械工業振興臨時措置法となっており、第一条の目的を見ましても合理化を促進する、そうして国民経済の健全な発展に寄与するんだ、こういうことであるから、この法案の趣旨なり目的等についてはわれわれ何ら異議はないわけなんです。けれども、何かしなからいつも申し上げることでありますが、中小企業の問題に当りましては前の中小企業振興法あるい

すが、最終的な目的が達せられるかどうか、こういうことにわれわれは一つの疑念を持っています。一つこの法律の運営という点について、十分な強力な施策を希望いたしますして質問を続けていきたいと思ひます。

次に機械工業関係は合理化がはかっている、こう一般に言われております。つきましてはなぜこの機械工業関係が他の一般産業に比べて合理化がはかっているのか、あるいはこれに對して従来まで政府としては、どのような施策あるいは指導をなされたか、こういうような点について御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 機械関係の合理化がはかっているという理由にはいろいろあると思ひます。まず考えてみますと、機械としては現在の日本の機械工業は、やはり設備が非常に悪いということが言えると思ひます。戦後長い間非常に商況が不振でありまして、業界の設備更新というものがはかられております。従いまして非常に悪い設備を持っており、かような関係で相当合理化がはかっているというところが一つだと考えます。それから次に何と申ししても国際的に技術がはかっているという点が第二と思ひます。それから第三番目は専門化がはかっている。何でも種類のものを一つの工場が作つておる、かような関係で専門化というふうなものが非常にはかっている、かような点が第三点だと思ひます。それから特にこの法案で取り上げておりますような、これをわれわれは基礎部門と呼んでおります、たとえば工作機械、工具とか、あるいは部品部門と呼んでおりますネジとか歯車、こういうふう

なものが諸外国に比べて非常に立ちお上つておる、かような状況であります。これにつきましては機械工業として従来どういうふうな対策をとつてきたかと申しますと、われわれとしましては輸出対策あるいは国産化対策、技術対策、かような点でいろいろやってきております。まず輸出につきましては、海外市場を開拓するために特に市場開拓とかいろいろの措置を講じてきております。また国産化の処置といたしましては、試作奨励とかあるいは研究補助とか、かようなことをやってきております。また技術の問題も、国産化に關連してありますが、試作奨励あるいは研究奨励というふうなことをやってきております。同時にいろいろの性能解析とかあるいは試験所、研究所における研究を奨励するとか、あるいは中小企業に對しては開放研究所というふうなものを設置して、これに對する研究を奨励するとかいろいろやってきておる次第であります。

○田中(武)委員 合理化がはかっているというところについてはいろいろの御説明を聞いたわけですが、機械工業においふものをとらえてみても、大は軍艦と言ひたいのですが、今の日本では船舶と申し上げますが、船舶から小はミシンの針に至るまで、いろいろのものを作るためにはやはり工作機械なり工具がよくなければならぬと思ひます。そういう観点から他の産業に力を入られるより先に、そういう基礎的な工作機械とか工具に力を入れるべきじゃなからうか。また当局としても指導すべきでなかつたかと思ひます。どうなんでしょう。今ちよつと話を伺ひましたが、そういうことを取り上げて特に何らか今までやられたかどうか、もう一ぺん伺ひたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 設備の合理化の問題だと思ひますが、従来通産省といひました、大企業については、開銀等の融資のあつせんによりまして、年によつて違ひますが、年に十億とか、さような額をあつせんしまして合理化に努めております。また中小企業につきましては、中小企業金融公庫等を通じてこれに努めております。また市中銀行のあつせん等もいたしてあります。しかし従来金融諸対策では十分この目的を達することができませんでした。今回はかような新しい法律によりまして開銀の特別融資というふうな方策をさらに強くなる意味で取り上げたわけでありまして、それからこの一、二年は、実は競輪関係の資金で年々二億あるいは一億程度中小企業に對する設備の合理化というふうな資金の補助をいたしたことがございます。かようなことで、設備の合理化としては十分だと申し上げられませんが、努力をして参つておる次第でございます。

○田中(武)委員 機械工業の現況といひますか、これについては若干の資料もいただいたかと思ひますが、戦時中は無理をして機械を使つた。そうして戦後は、いろいろの経済状況等である日その日に追われて、工作機械等を入れかえるということにもあまり余裕を持たなかつた。従つてこういう設備が老朽しているといわれておるわけですね。現在の日本の機械工業の現況といひますか、これを諸外国と比べてどういふような状態にあるか、若干資料はもつたとは思ひますが、簡単に一つ御説明願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 日本の工作機械の古さでございますが、これは種類によつて違ひますが、総じて見ますと、十年以内の新しい機械と申しますと、比較的好い機械は、大体全体の三〇％程度になっております。ところがアメリカあたりの例をとつてみますと、十年以内の機械は五、六〇％、かように新しい機械の程度が違つておるわけでありまして、また日本の工作機械の種類は、たとえば旋盤のような能率的でないものの比率が多いのでございまして、たとえばグライNDERとかブローチ盤とか、かような能率的な機械の割合の占め方が少い、かように申していいと思ひます。従つて設備も古いし能率的な機械も諸外国に比べては劣つておる、かように申してよろしいと思ひます。

○田中(武)委員 昨年でしたか開かれた国際見本市、あれをわれわれ見學に行きましたとつと聞つたときに特に感じたのですが、他の面においては日本の製品もそう外国に對して落ちておると思ひなかつたのですが、工作機械の大きなのはスイスとかドイツあたりにいいのがあるなという感じを受けたわけですね。こういうふうなことはどうでしよう。日本の技術がそれだけだおされておるのでしょうか。それとも他に何らかの原因があつてあつたものが日本にできないのか、この点はいかがですか。

○鈴木(義)政府委員 ただいまの点は、やはり何と申しまして日本機械工業の歴史が浅い。従いまして技術がある程度劣つておるのだと思ひます。しかし技術関係については、われわれとしても大いに業界の御努力を願ひ、工作機械は最近三、四年間に試作奨励をやりました、相当日本の工作機械のレベルも上つてきておると思ひます。

○田中(武)委員 一般的に考へて日本の技術は私にはそうおつておると思ひます。わねのです。個人々々にはいい技術を持ち、いい學理を研究しておる人があつておるのです。ところがそれをマスプロの生産過程に入れていくことは、いろいろの経済的な事情等で実現していかないのじゃないか、このように考へるわけですね。この法案の中にも、技術の点なんか若干たつておるようにも思ひますが、特に技術がはかっているというところについて、技術的な面からこの育成向上といひますか、このような点についてどのように考へておられるか。また過去においてどのようなことをやられたか、お伺ひたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 日本の技術も相当よくなつてきております。しかし先ほど来申し上げておりました通り、個々にはいいものもございまして、けれども総じては国際的に比べて機械工業の歴史が浅いと思ひます。さような関係から劣つておる点が多いと思ひます。過去においていろいろのことをしてきておりましたが、先ほど申し上げました技術関係の研究奨励でございまして、昭和二十五年から三十年まで工業化試験補助金と応用研究補助金を國から出しておりました。金額は約十億円機械工業に出してあります。これは大体八百三十五件になっておりますが、さうなわけで全体の工業化研究奨励金あるいは応用研究補助金の中の相当の割合

を機械関係が占めております。工作機械につきましては、昭和二十八年から三十年度の三カ年、年々一億円程度、合計で二億八千五百万円になります。が、六十九件工作機械の試作奨励をしております。そのほか先ほど来申し上げました外国から機械を取り入れて、それと国産との比較をするという、ばらして性能解析をするというふうなものも、この二、三年来とっておりまして、ミシンであるとか、エンジン、双眼鏡、カメラ、さようなものについて従来やってきております。また自動車等についてもやってきております。

○田中(武)委員 従来までもこの面の研究補助のためにいろいろと施策を立てた、たとえば工作機械に対して十億円程度、八百三十五件あった、こういうお話なんです。平均大した金にもならぬと思うのです。他の面においては、もうと大まかに金も使われている。こういう例は出したいくもないのですが、防衛庁関係なんか見ますと、相当勇敢に金を使っておられるようなんですが、そういう金があるなら、もっとこういう面に使われたらどうか。ことに今のお話では、技術面において劣っているのだ、こういう点も指摘せられております。病入の診察をした場合に、原因はわかっているのですから、そこをなおすならばよくなることはわかっていて、しかも日本の国民性から考えて、決して世界水準から、そういう技術を習得するという点、あるいは学理をきかめるといふ点において劣っているとは考えられない。問題は当局の指導とこれをバック・アップするところの予

算だと思ふのです。つまらぬところへ使う金があるならば、そういう面へもっと使ってもらいたい。このように思ふのですが、次官いかがでしょうか。○川野政府委員 通産省に御同僚のお言葉を賜りまして、まことに感謝にたえない次第であります。通産省としても、今年度の予算折衝において、もそういう面について強く大蔵当局にも実は予算の折衝をいたしたのであります。幸いにして昨年度よりは本年度においては相当額の予算の増額を見た次第であります。しかしまだまだ予算が非常に少ないのであります。さらに来年度は予算の折衝を行ひまして、予算をとりまして、予算面からも技術の向上にさらに努力をいたしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 ただいまの次官のお言葉通り、今後より一層の努力を続けていただくようにお願い申し上げます。重工業局長にお伺いしたいのですが、世界の輸出市場の趨勢から見ました場合に、今後日本の工作機械その他機械工業の面は相当伸びる余裕があるのじゃないか、このようにも考えられるのですが、現在の機械工業関係の輸出の状況及び将来有望であると考えられる業種等について御説明願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 いろいろ数字の点でございしますが、従来の輸出実績とそれから認証ベースと両方ございしますが、認証ベースで申し上げますと、最近是非常にふえてきております。二、十八年度がたした二億ドルの輸出認証がございまして、二十九年度は三億二千万ドルの輸出認証でございまして、本年度はそれが急激に増加いたしました。三、三十年度全部でおよそ六億ドル

程度の認証になっているのではないかと存じます。しかし六億ドルの内容を見ますと、現在では造船が大部分でございまして、おそらく造船が五億近いのではないかと存じます。そこでわれわれとしましては将来有望のものといひまして、これはプラント輸出がございしますが、これは造船が現在主でございしますが、そのほか鉄道、車両いろいろございします。ただこれはやはり先進国との競争が非常に激しいものでございまして、これにつきましてはわれわれとしましては輸出金融の問題あるいは市場開拓というふうな問題で、輸出金融につきましては輸出銀行を通じてこれに対する金融をやる。それからまた市場開拓については日本輸出プラント技術協会というふうなものを作らして、これに対して国から相当の補助をいたしましてコンサルトの仕事と市場開拓の仕事をするようにいたしております。重機械以外の軽機械等につきても相当有望なものがございまして、これは先ほどから問題になりました繊維機械もそうでございします。またミシンあるいは軽機械の中でも双眼鏡、カメラ、かようなものは有望だと存じます。そのほか軽機械については今後相当新しい有望なものも出てくるのではないかと、かように考えております。

○田中(武)委員 今のお話によりますと、この三年間に輸出の認証額は約三倍になつてゐる。しかしそれが大体重工業機械の関係であつて、軽機械の方はどう伸びてないと思ふのであります。が、日本の国民性は特に手先が器用だといわれているわけでありまして、軽機械関係は将来なお有望ではないかと存じますので、なお一そうの施策を推

進していただきたいと考えます。大体こういう機械関係のものは相手国はどこになつておりましたでしょうか。将来輸出が特に伸びると思はれる面は……。

○鈴木(義)政府委員 これはいろいろ市場がございしますが、重工業関係ですとやはり東南アジア、中南米で、まあ東南アジアでも中近東まで行くかと思ひます。それから軽機械関係になりますとドル地域、アメリカあたりにもたさういふものが相当出ているわけでございます。われわれとしましては軽機械の重要性も非常に重く考えておまして、たとえばミシン等は実は年に昨年は四千九百ドル、輸出でいきましたと造船の次ぐくらいの額でございします。これは輸出認証額でございします。さうなわけで軽機械についても非常に重要視しているわけでございます。さうな次第で実は昨年もカメラにつきましてはニューヨークのカメラ・サービス・センターに資金補助をする、あるいは農機具の輸出につきましてビルマに農機具のアフター・サービスのための施設の補助をする、かようなことであるという考えでいる次第であります。

○田中(武)委員 こういう点を重工業局長にお伺いするのはどうかと思ふのですが、私は実は電気機械関係の出身であります。ラジオとか真空管等に関係を持つのですが、こういう真空管を一つとらえまして、中国あたり、前から話がありまして、送信機の見本なんか送ったことがあるのですが、いまだにその貿易が実現していないわけなんです。これはいろいろと中国貿易についての基本的な問題があると思ふの

ですが、貿易のことは通商局ですがやるのだから、重工業局としてはそういうことはあまり関係がないというように傍観しておられるのか、それともこういうような問題について重工業局も特に関心を持っておられるか、この点についていかがですか。

○鈴木(義)政府委員 もちろん重工業局といたしましては、輸出もわれわれの責任でございまして、輸出についてはできるだけ伸ばしたい、重工業関係の重機械といわず軽機械といわず、先ほど御指摘の電気機械、弱電関係の機械、さようなものについてできるだけ輸出したい、かような気持ちでいつも考えておる次第であります。

○田中(武)委員 いつも考えておると言われるけれども、現実には三年も五年も前に見本を送ったことがあるのです。さうしてパートナーの対象物資があるとかないとかで何か送ったときで今日に至つておるといふ実情であります。これは別に戦略物資でもないと思ふのですが、まあ通信機関係になりますと若干さういふことにも関係があると思ひますが、これはやはりコムの関係とか対アメリカの関係があつて行き悩んでおるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点の具体的ケースが私にはよくわかりませんが、はっきりした間違いない回答ができるかわかりませんが、おそらく実現がはかばかしくありません。やはりコムとかさういふ関係だと思ひます。

○田中(武)委員 この問題につきましてはまた他の機会に譲ることにしまし

○鈴木(義)政府委員 この法律の適用を受けます業種は、お話の通り第二条によって、政令によって業種を指定するわけでございます。それからその業種につきまして機械工業の審議会に諮りまして合理化計画をきめて、それによる設備の近代化あるいはカルテルの結成、技術の向上、かような措置をとることになるわけでございます。そこで特にこの法律のねらっております目的は、やはり何と申ししましても機械工業の国際競争力を付与して、できるだ

答弁であります。先ほど局長も、この法律は考え方によっては中小企業振興の法案だ、こうおっしゃいました。私もそう考えたいのです。もっと強く、これは考え方でなしに、真正面に中小企業の振興法案だ、こう考えたいわけですよ。と申しますのは、なるほど機械工業の合理化設備等がおくれている、しかしながら大企業であるならばこれは自分で何とかやっていけるのじゃないか、特に政府が法律を設け、これに對して助成をしようというのは、一人

いいたします。

○鈴木(義)政府委員　今お読みになりました数字は当初の喜楽団の構想のときの数字かと思えます。数字は多少違いますが、大体その構想と違っておりません。われわれとしましては全体の金額で三年間で百億、それから使用設備八十億程度、かように考えております。そこでそのバランスをどうするかというお話でございましたが、これに

○田中(武)委員長の計画の金で貸付をやるわけなんですが、貸付の条件といいますが、基準といいますが、どういふところに貸し付けて——これは二条との関係になりますか、どういう議考をやつて、そうして貸付の条件、金利は六分五厘ということも今伺ひましたので、担保の点だとか期限の点だとかいつたような面について具体的な計画を一つお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 政令で指定されました各業種につきまして、機械工業

審議会に諮りまして大体合理化目標をきめ、どの程度の精度のもの、あるいは性能のものをねらい、どのようにコストを下げるという目標を立てまして、それによって近代化の設備の内容とか、あるいは技術向上の目標とか、専門分野をきめるための目標とかいうものをきめるわけでありまして。そこでそれがきまりまして、あと当該企業の選定は通産省が合理化計画に基づきまして、それに該当しているものを選定いたしまして、それを開銀に推薦して開銀が調べて金融をする、かようなこととなります。

そこで条件をいたしましては、先ほど長期と申しましたのは大体償還期限十年程度までこれは認められる。それから機械設備につきましては、場合によっては使用機械の全額にまで融資が認められるということでございます。それから金利は先ほど申し上げました年六分五厘でございます。担保につきましては、機械それ自体——持ち込み担保という言葉があるようでございますが、機械それ自体を担保にとる。しかしそれを厳格に——それはそれだけではいけないかもしれせんが、それ以外に担保をとる場合でも、それは融資を受けず企業が市中銀行等から金融を受けるに差をつけられないように非常に過酷な条件をつけたいというふうなことに、開銀当局との話し合いが大体できておる次第でございます。

○田中(武)委員 今局長から御説明を願った点が、最初の構想である事業団で出た場合とこの法律と具体的に違つた面が現われてくのはこのところじゃないかと思ひます。たとえば通

産省が推薦をして開銀が貸し付けるということになるのですが、通産省が推薦した場合、開銀は無条件で貸し付けるかどうか。やはり開銀の立場からいろいろの調査なり、あるいは一つの政治的な動きというふうな点もありまして、十分推薦通り貸付が行われるかどうかという点も保証できない。そういうふうな点はどうかでございますか。

また一例をあげますと、担保の点なんです。最初の事業団でいった場合は、機械を貸し付けますから、担保はそれにとどまって他に及ばない、この場合は大体それでいいかと思ひますが、それで十分でない場合はどうかという御説明がありました。他の自分の持っている従来の財産にいわゆる開銀の債権が及んでいくということも考えられる。こういう点が最初の事業団との違いが直接具体的に現われてくる点じゃないかと考えております。そうしますならば、今度受ける方の側からいへば、事業団の場合と違つて非常にめんどうくさい手続なり、非常に神経を使わなければならぬとかいろいろの面が出てくると思ひますが、これをどうのようにならざるにしようかというところが、最初出たに当ってつけます。たといふと、変更せざるを得なかった点をどうカバーしていくかという点にかかってくると思ひますが、そのような点はどうかというふうにお考えになり、当局としてどうやっていこうかと考えておられますか。そこをうまくやることによつて最初の計画が一段落したこの点をカバーできると考えられるのですが、その点いかがでしよう。

○鈴木(義)政府委員 確かに当初の事業団構想に比べますと、若干の点で

は弱いところもござります。しかしながらわれわれとしましては運用において御指摘のようにならざるに努力しまして、この目的を達したいと考えております。開銀関係も、それは確かに金融でございますから、選択することは自分で選択するわけでございますが、通産大臣のもとに機械工業審議会に諮つてきめた計画によつて通産省が推薦しますものではござらざるに努力して、この目的を達したいと考えております。さうなことで話し合ひをしておりまして、さうなことでわれわれとしましては運用については万全を期したい。特に中小企業の方が多ござりますから、これらの関係で開銀とのおつせんについてできるだけ間違ひのないようにわれわれも努力いたしたいと思ひますし、それに必要な措置も実は目下研究いたしておる次第であります。

○田中(武)委員 その点について十分考えていただきたいと思ひます。でなければ、その点がうまくいくかいかによつて、この法律が目的を達するかどうかという点にかかってくると思ひます。もう一度繰り返して申し上げますと、この事業団ということを出発するならば、これは通産省の外郭団体といふことが、機関で、ここを通ればすぐ設備が更新できるといふことになつて思ひます。ところがこの場合は通産省で一応試験を受けて推薦をもらつたならば今度は銀行に行く、開銀はやはり金融機関の立場からいろいろ折衝する。従つて推薦金金が借りられるかどうかという点は疑問だと思ひます。そこで通産省の方から十分開銀の方に折衝してもらひ、またバック・アップもしてもらひ必要である。最初の考えで

あるならば、開門は一つ、そうして、でき上つた機械を貸してもらへるということになつておつた。この場合は開門は二つ、三つあるわけです。そうして借りたものが金であつて、自分の方の責任により、自分の方の危険において更新していく、この点が大きな相違になつて現われると思ひます。つきましては、この点をどれだけ強く通産省で開銀その他の金融機関にがんばつて折衝していただけるかということが大きな問題であると思ひます。ぜひ一つお考え願ひたいと思ひます。

それからもう一つは、そのことによつて基準からはずれて推薦されなかつたという面はやはり見殺しになるのじゃないかと考えるのです。先ほどのお話では中小企業振興法、中小企業金融公庫等の資金ということが考えられるが、そういう点、もし推薦せられたものがかりにうまくいくと仮定いたしましたとしても、今度は推薦を受けられなかつた点について、この機械は推薦を受けていないからお前の方はおしまいだ、こういうことでなく、他の面から救済する、あるいはその希望を達成できるような方法を講じてやることが大事故じゃないかと思ひます。この推薦という点を基準にして、受けられたものについて事後のいわゆる通産省のあと押し、それから受けられなかつたもののその後の保護といふことが、これらについてもう一度簡単でけっこうですか。決意のほどをお願いいたします。

○鈴木(義)政府委員 ただいま御指摘の第一の推薦の問題、その事後の処理、さうな点についてはわれわれも運用についてできるだけ努力をいたしまして万全を期したい。開銀との関係のあつせんにつきましても、実は先ほど申し上げましたが、何らか必要な措置を要するのじゃないか、かように考えて、今その点を研究しておるところであります。それから推薦に漏れた企業の問題であります。これは先ほど申し上げております通り、この法案の指定されます業種のうち、特に性能等の目標を掲げてやるものでござりますから、従つてそれを担当いたす企業も、われわれとしては画一的に数を幾つというふうにきめておりませんが、ある程度おのずからきまつてくる、かように存じます。しかしながら、これに漏れた企業が将来、たとえば第一年目には間に合わないが、第三年目に間に合つて大いにやりたいというときには、第三年目にはこれは取り上げることも考えております。それから現状のままでもいく場合にも、先ほど申しましたように、中小企業金融公庫の近代化補助金によつて、中小企業とよく連絡いたしまして、遺憾ないようになつたしたいと考えております。

○田中(武)委員 重ねてその点について強く要望しておきます。

一、二条文の具体的な点についてお伺ひいたしたいと思ひます。第一条に「機械工業の合理化を促進することにより、云々とあります。これはけつこうなことなんです、いつか私本委員会の上で生産性本部の問題に関連して申し上げたかと思ひますが、労働者なり労働組合は、今まで生産性の向上とか合理化という名のもとに首を切られた例が多いわけですから、合理化といふことを言つて、どうも首切りといふことを連想しがちなんです。つきましては、この合理化策によつ

係のあつせんにつきましても、実は先ほど申し上げましたが、何らか必要な措置を要するのじゃないか、かように考えて、今その点を研究しておるところであります。それから推薦に漏れた企業の問題であります。これは先ほど申し上げております通り、この法案の指定されます業種のうち、特に性能等の目標を掲げてやるものでござりますから、従つてそれを担当いたす企業も、われわれとしては画一的に数を幾つというふうにきめておりませんが、ある程度おのずからきまつてくる、かように存じます。しかしながら、これに漏れた企業が将来、たとえば第一年目には間に合わないが、第三年目に間に合つて大いにやりたいというときには、第三年目にはこれは取り上げることも考えております。それから現状のままでもいく場合にも、先ほど申しましたように、中小企業金融公庫の近代化補助金によつて、中小企業とよく連絡いたしまして、遺憾ないようになつたしたいと考えております。

一、二条文の具体的な点についてお伺ひいたしたいと思ひます。第一条に「機械工業の合理化を促進することにより、云々とあります。これはけつこうなことなんです、いつか私本委員会の上で生産性本部の問題に関連して申し上げたかと思ひますが、労働者なり労働組合は、今まで生産性の向上とか合理化という名のもとに首を切られた例が多いわけですから、合理化といふことを言つて、どうも首切りといふことを連想しがちなんです。つきましては、この合理化策によつ

ら、合理化審議会に諮りました結果によつてきめていきたいと考えておる次第であります。

○田中武委員 第二条あるいは第三条にしても、機械工業審議会の意見を聞いて、とういことになっておるので、これの運用はあげて機械工業審議会の動きにかかつておるとも言えると思ふ。そのことについては十三条以下

に規定してあるわけです。指定のことを今もお伺いしておりますが、年々そのつどというふうに言われたわけですが、年の初めに審議会の方で、本年はこれとこれとこれというように言われたならば、その年はそのままいくのか、必要が途中で起ってきた場合、これは審議会の方で特にそういうことを言った場合は入るのか、あるいは審議会が言わなくても、当局の方で必要があると思たら諮問という格好をとられるのか。審議会の性格からいえばこれはあくまでも受身でございますので、諮問があつて初めて動くということになると思うのですが、そういうような点についてはいかがでしようか。

○鈴木義政府委員 一応当初にきめますが、年度内におきましても、事情

の変更等がありまして、特に追加したいというようなことがございませう。これは委員会から意見がございませう。審議から意見がございまして、あるいは政府が取り上げられてもさうなことはできると考えております。

○田中(武)委員　その審議会ですが、これについては先ほど言ったように十三条以下に規定があるのですが、その構成についてです。これはいつもこういう審議会のとときにわれわれ申し上げるのですが、関連するところの中小企

業といひますかの代表とか、労働者の代表を入れてくれ、これはいつも申すことなんです、そういうような点についてはやはりお考えになっておりますか、いかがですか。

○鈴木(義)政府委員 委員会の構成は最終的には具体的の人選をきめておられますが、考え方としてはやはり機械工業全般のよくわかつている方、それから特に指定された機械工業のよくわかつておられる方、それから金融界の関係、それから学者、さうなものを主として予定しておりますが、関連の中小企業の方も考えてみたい、かように思っております。それから労働関係は、これは組織というふうな考え方なしに、むしろこの機械工業の審議会の受け持つ部分は相当専門的なものでございまして、生産能率とか、さうな点に關係がございまして、さうな関係から労働関係で適当な方があって、この審議会のために必要である、かように考えました場合に十分考えたい、かように考えております。

○田中(武)委員 生産の向上とか合理化とかということは、今日もう労働者の意思を無視してはできないことです。そういう面からいっても、ぜひ労働代表等も考えていただきたい、このように考えます。

それから第四条の計画の変更という点を見ましても、一度立てた計画が経済事情の著しい変動のため特に必要があると思ふときは、機械工業審議会の意見をきいて、こういうことになるわけなんです、さういふことと、この著しい経済的な事情の変化ということとは、これはいづゆる当局が認められ

て、初めて先ほど言つたように審議会の諮問で、審議会がよろしいでしようということになるのか、審議会の委員の一部なり、ある特定の人がこの状況なら変更の必要がある、こう考えたときに審議会の方から自発的に変更を答申するということもできるのですか。

○鈴木(義)政府委員 形式からいへば政府側からのことになりまして、実質的には審議会におきまして事情が変つたという御意見がございまして、政府がそれを取り上げて変更することができると思ひます。

○田中(武)委員 次に六条、共同行為の關係ですが、やはりわれわれが考えがちなものは、こういう共同行為、カルテル行為が行われた場合は、これによって圧迫を受ける面が出るのじゃないか、このようにも考えますが、そのような問題は前にもちよつと申しましたが、そんなことはないのか。あるいはアウトサイダーというか、共同行為からははずれてくるものに対しては、どのようにお考えになりますか。

○鈴木(義)政府委員 この共同行為を大体合理化カルテルということと買ひあはせておきます。従つてここに掲げてあります四つの共同行為、「品種の制限」、「品種別の製造数量の制限」、「技術の制限」、「部品又は原材料の購入方法」とございしますのも、合理化カルテルの見地からやりますもので、従ひまして

われわれとしましては、特に大きな影響というふうなものをほかに与えるようには考えておりません。それからアウトサイダーの問題は、これは立法論としてはアウトサイダーを強制するということも考えられないではございせん。これはやはり不況カルテルと違ひまして合理化カルテルでございしますから、アウトサイダーに対する法規による処置というものは考えておらないわけでありまして。

○田中(武)委員 この共同行為、カルテル実施の場合は、あとの条文によりまして独占禁止法からはずされる、こういうことになると思ひます。やはりこの共同行為の実施に當つては、十分そういう面を御配慮願ひなければまた問題が起ると思ひますので、強くこの点も要望いたしておきます。

それから第六条の第一項の三号、技術の制限ということになっておりますね。これはどのような方法でやられるのか、どういふようなことをお考えになつておられるか、ちよつとカルテルに關連して御説明願ひたい。

○鈴木(義)政府委員 技術の制限と申しますと非常に言葉がわかりにくいのでございしますが、こゝでねらつておりますのは、大体部品とか原材料の規格の統一、かようなことをねらつておるわけでございます。これはちよつと言葉から見てさういふのでございしますが、独禁法でも従来かような言葉を使つておりますので、そのような表現を用いたのであります。

○田中(武)委員 これに關連して、A工場とB工場というものの技術の交流、さういふような点、大体工場は自分のところの技術は隠したがるので、

さういふような点についてこれを全般的な水準を上げていくというためには、技術交流等も必要になってくる。さういふような点をこれによってお考えになりますか、またできますか。

○鈴木(義)政府委員 この点は、この技術の制限の範囲内ではなかなかむずかしいのじゃないかと思ひます。技術の公開の場合によつては必要だと思ひますけれども、これはまた個人々々の、各会社々々のそれぞれの特色にもなりまして、技術の公開等は企業同士の理解ということが必要でございしますので、かような問題は慎重に考えていきたいと思ひます。

○神田委員長 この際暫時休憩いたし
午前十一時五十八分休憩
午後二時二分開議

○佐本委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。
機械工業振興臨時措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。松尾トシ子君。

○松尾委員 午前中重工業局長が御説明になりましたように、わが国の機械工業、特に基礎機械部門とか、部品部門とかは非常におくれておりました、わざわざ海外からこれらのものを高価な値段で購入したり、あるいは輸出振興というものを高く言つておりました、なかなか国際市場の争ひの中に立つて推進していくことができないという事実はほんとうだと思ひます。そしてさういふ現在並びに過去の状態の上に立つて、政府が今回機械工業輸出振興を強く叫んでいらっしゃる、さういふ法律自体が善意の

方針から出ているのですから、私はいいものだと思つてはいるのですが、養成しているような考えの上ののつとつて少し研究していきまして、まだ不安があるような感じがいたしますので、二、三点お尋ねいたしてみたいと思ひのであります。

政府のおっしゃる通りに、機械または部品の品質とか、あるいは性能、あるいは生産費、その他の合理化目標を定めまして、これらの実現をはかるために、設備の近代化とか、生産性の確立とか、規格の統一とか、あるいは生産技術の向上の措置をとるとか、こういうことを言つておられます。しかしこの法律は五年間の期限立法であるし、また予算の面で田中委員も相当詳細にお尋ねをいたしておりましたけれども、その予算の面を見ますと、このようにな小々な予算で目的の貫徹ができるかどうかというのを私は考えるのであります。特に申し上げたいのは、今年度は十五億の投資計画の中に入っておりますが、仕事をやり始める初年度というものは比較的金がかかるものであつて、政府の御答弁を聞くと、来年度、再来年度と順次予算を増額してとるようになるとおっしゃつておられるのであります。この自信があまりに、さういふことをお聞きせ願ひたいと思ひのであります。

○鈴木(義)政府委員 資金の問題でございしますが、初年度は、実は若干法律の施行もおくれ、あるいは審議会等の関係で計画を作るにひまがかかる、かようなことも考え、十五億あれば十分やういふのじゃないか、さういふことを考へておられます。しかしながら三カ年の計画といたしまして、実は午前

中も政務次官がおっしゃいましたように、われわれとしましては最善の努力を尽して、来年度、再来年度の財政資金の確保の際に全力をあげて努力をいたしたい、かように考えます。

○松尾委員 三年間の予算が総額として一億圓を予定し、そのうちの八十億を産業投資資金の中に予算を組んで、開銀を通じて融資のあつせんをする、こういうふうになっておりますし、その条件は返還十年、あるいは年利が六分五厘とか、持ち込み担保というの、コーポラル・ベースからいうと比較的いい条件で、他の方法ではこんな好条件で借りられないことは私よく承知いたしておりますけれども、大体この法律の目的にいうたって、高邁な理想を実施していくのに、総予算百億とか、あるいは時限立法で趣旨が徹底していくかどうかわからない、この辺の確信をもう一たびお尋ねをしたい、あるいは一応このワケはきめていくけれども、もっともつとふやすお考えがあるかどうか、これをお聞きしたい。

○鈴木(義)政府委員 この法律で指定されます業種は、基礎部門と部品部門を主としております。従って機械工業全体のものではございませんで、非常に重要ではありながら立ちおくれておる部門、かような部分でございます。これ以外に実はいろいろ機械工業としましては資金面においても施策がございまして、従来からたとえば大企業を中心にいたしまして、開銀融資というものが年々十億程度ございます。そのほか設備投資といたしましては、各企業が自身でやられる、市中銀行から借りられる、これが相当大きな額でございます。

ます。それからそれにあの中小企業金融公庫等に期待する中小企業、零細企業の部分がございます。これらを総合いたしますと相当な額になるわけでありまして、従いましてこの法律で期待しております業種だけでなしに、やはり機械工業としては、ここにいろいろの施策がございまして、これは従来の施策に加えて、特に基礎部門と部品部門、それも大部分は中規模程度の中堅機械工業でありまして、これらに対する特別措置としてこの資金を十五億出していきたい、かようなわけでございます。

それから時限立法といたしまして、一応経済自立五カ年計画に即応いたしまして五カ年にいたしまして、その間最善の努力を払って目標を達成するようになしたい、かように考えております。それ以後どうするかということでは、今後の状況に応じて施策を講じていきたい、かように考えております。

それから時限立法といたしまして、一応経済自立五カ年計画に即応いたしまして五カ年にいたしまして、その間最善の努力を払って目標を達成するようになしたい、かように考えております。それ以後どうするかということでは、今後の状況に応じて施策を講じていきたい、かように考えております。

はり日本の今後の機械工業に要請されます精度の高いもの、あるいは性能のいいもの、コストを安くするためのもの、かようなものが目標として選ばれるわけであります。従いまして選ばれる企業もこれらを担当するような企業が大体選ばれるわけでございまして、われわれとしましては半数以上を切る、か幾つにしなければいかぬ、こういうことはございせん。できるだけ担当できるような企業についてはこの法律に基き資金の融通なりあるいはカルテルの結成なりを考えていきたい、かように考えておるわけでございまして、従って今の業種に属する企業の数のうちどのくらいのもが適用を受けるかという点はまだ今後の検討に待たなければならぬと存するわけでございまして、しかしながらこの法律でございまして、これは大体この業種に該当しておりますのは、中規模程度のものでございまして、従来の中小企業の施策ではなかなか伸ばしにくい。この業種に属してあります中規模あるいは小規模程度の企業が新しい近代化設備を機械工業の今後の技術向上の要請に応じたいいたします場合には、規模に応じましての相当の金額が要るわけでございまして、かような点を考えて、本法による資金の特別融通の方策が考えられておる次第でございまして、さうなわけで従来のものでプラスしてやっております中小企業対策である、かように申してもいいわけでございまして、そこで従来の方策でございまして、あるいは中小企業金融公庫とかあるいは中小企業の近代化補助金、かようなものを通じて、この適用を受けない企業につきましてもできるだけ輸出の増進に寄与す

るとか、あるいは輸入防遏に寄与するものあるいは必要な生産に従事するものというふうな企業に対しては、できるだけ国として助成をしていきたい、かように考えておる次第でございまして、それから次にこの過程において何か失業者等が相当できるから、それに対して対策は要らないかというふうな御質問でございまして、機械工業は輸出も非常に伸びてきております。今後非常に伸びてきております。これは非常にいい業態でございまして、また国内関係から見ても、経済自立五カ年計画で予想しておりますのは、現在から一六〇%の上りを見ております。さうなわけで、事業としては今後伸びる趨勢にあるわけであります。従いまして精度の高い、この法律でねらっておりますものばかりでなく、一般のものも相当の伸びを見ております。かようなわけでございまして、適用される業種も伸びますが、適用されない業種につきましてもある程度の伸びを見ております。従って失業者とかいうことでなしに、むしろわれわれにとつては新しくこの法律によって輸出市場を開拓し、あるいは輸入を防遏し、雇用の増大をはかる、かような観点に立つておるわけであります。

○松尾委員 そういふ点はそのような答弁をするより仕方ないと思う。やってみなければわからないというところも言えるのですけれども、それでは今お答えになりましたように輸出市場を新しく開拓していくという問題について一つお伺いをいたします。それより前にさういふことを一つお尋ねしておかなければならぬと思ひます。それは結局この法律によって指定されまし

た十八品目の人たちが近代化や専門化する事によってコストが安くなつて大へんよくなる、こういう点からは輸出振興がはかれるだろうという事もわかるのですけれども、一体この指定をされたときに当ってその十八品目が全部が全部、通産省の言うことだからあるいは審議会が言うことだからといって、その意見に沿ってこない場合がきつとあると思ふのです。その沿つてこない場合というのはやはり従来からのいろいろのしきたりとか採算性とかいうことも考えるからだと思ふのです。それと同時に、合理化されて、よいものが作れるようになることは喜ばしいと思ふのですが、完全にこれらの人たちが、いわゆる満足な市場計画がない限りは通産省が指定したからといって、すぐ乗りかえて技術の振興をはかるというふうなものに、気乗りがしないのではないかと、いろいろな感じがするのですけれども、そういうときには強制的にはやれないし、どういふふうにするのですか。そういったケースが起つたときの不安がありますから、一つ伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 お話の点でございますが、この法案で考えておりますのも、やはり業界が自主的に計画を立てるのを待つわけでございまして、従ひましてこれは強制的にしまして、無理にやらせるといふふうなことはないか、ないわけでございまして、しかしながらこの法案で考えております特別資金の問題にいたしまして、あるいはカルテルの結成にいたしまして、かような措置によりまして業界が刺激し、かような方向によって業界が出てくるのを待つ、それによって設備の近代化を

はかりあるいは専門製作の態勢を整える、あるいは規格の統一をはかり技術の向上をはかる、かような方法で奨励政策としてこれを取り上げる。業界が大いにこの制度を活用して出てくるのを待つわけでございまして。

○松尾委員 従来の紡績機械メーカーなんかの例をとつて見ておりましたが、一工場では何種類かをやられる、中にはなかなかむづかしい技術を持ったものもあると思ふのですが、それは採算が合わなくて、他のもので採算を合せていく。言いかえますと、危険を分散している格好があるので、この点はなかなか業界からの自主的な行動を待つといつても、それではなかなかこの法律の推進がはかれないと私は思ふのです。ですからそのときはいつの場合にでも見られるように、御説明はかたやわらかくおつて、御説明はかたや通産省から相当強い意思をもつて、勧誘するんじゃないかと思ふのですが、そういう場合に通産省が言うからといって、勧誘されてやりますけれども、たとえばわかりやすく言うと、ここで五品目を作つておつてそのうちの二つが合理化、技術の向上、そういったものに指定になり、あとの三つはやめたという場合に、その転換のときに融資だけじゃなく、特に何か助成みたいなものを出さずして、はつきりした保護政策を發表しておかないと、裏づけがないとやらないと思ふのですけれども、こういう点はどういうものですか。それが国際市場に大きく欲迎されるのもすぐというわけには参らないだろうし、そのような時期的なギャップの間をどういふふうにするのですか。

はかりあるいは専門製作の態勢を整える、あるいは規格の統一をはかり技術の向上をはかる、かような方法で奨励政策としてこれを取り上げる。業界が大いにこの制度を活用して出てくるのを待つわけでございまして。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点は、各機械メーカーが品種を整理したり、あるいは専門製作をやるといふふうな問題かと存じます。この点につきましては機械工業の審議会であるという計画を立てて、それによりまして通産大臣が業界に指示する規定がございまして、もつちろん指示がございましてから強制的なものではないと思ふのですが、指示という規定がございまして、それからやり方でございますが、これは運用の問題になりまして、非常にむづかしい問題も含んでおります。一つ例を申し上げますと、従来ベアリングについて大体これに似たような合理化カルテルというものを作つております。これによりまして、やはりある程度の品種につきましても、お互いに相談しまして分野をきめておつて、こういう現状にございまして、しかしながら従来の方法によりましてなかなかこれが徹底いたしませんので、この法案では従来の独禁法によりまして認められていた合理化カルテルをもつて認められて規定いたしております。従来ではただ分野の協定しかできませんが、この法案によりまして、分野以外に生産数量の協定が分野の協定に必要限度においてできるといふことになつておつて、過渡的にさような方法も講じまして専門製作を目標に進んでいきたい、かように考えておるわけでありまして。

○松尾委員 何にしましてもこの点はむづかしいことだと思ひますから、一つよく研究して指導をしていただき、この高邁な理想を貫徹することは私は賛成です。次に法律案の中の機械工業審議会の点についてちょっとお尋ねをするので

すが、この機械工業審議会は当面です、どういふようなことをおやりになるつもりですか。と同時に、私の聞きたいのは、この審議会が開銀からの融資を受ける場合のいろいろなあつせんとか手続とかいふものまで指示するのかがどうかということを開きたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 この機械工業審議会は、法律の第二条に書いておつて、す通り、各業種の合理化の基本計画を定めるわけでございまして、この基本計画には、指定された業種につきましまして昭和三十五年における機械類の性能または品質、生産費その他の合理化の目標をきめる、それから新しく設置すべき近代化設備の種類とか資本の額について、あるいは古い設備の処理をどうするかといふふうな事、それからそのほか生産技術の向上とか能力の増進とか、その他合理化に関する重要事項について審議して決定するわけでございまして。先ほど御質問の開銀との関係の手続とかあつせんとかいふ問題は、この機械工業審議会では扱いませんで、これは通産省なりがやるだけさうな事について措置を講ずることになつております。

○鈴木(義)政府委員 お話の点でございますが、この法案で考えておりますのも、やはり業界が自主的に計画を立てるのを待つわけでございまして、従ひましてこれは強制的にしまして、無理にやらせるといふふうなことはないか、ないわけでございまして、しかしながらこの法案で考えております特別資金の問題にいたしまして、あるいはカルテルの結成にいたしまして、かような措置によりまして業界が刺激し、かような方向によって業界が出てくるのを待つ、それによって設備の近代化を

はかりあるいは専門製作の態勢を整える、あるいは規格の統一をはかり技術の向上をはかる、かような方法で奨励政策としてこれを取り上げる。業界が大いにこの制度を活用して出てくるのを待つわけでございまして。

○松尾委員 何にしましてもこの点はむづかしいことだと思ひますから、一つよく研究して指導をしていただき、この高邁な理想を貫徹することは私は賛成です。次に法律案の中の機械工業審議会の点についてちょっとお尋ねをするので

すが、この機械工業審議会は当面です、どういふようなことをおやりになるつもりですか。と同時に、私の聞きたいのは、この審議会が開銀からの融資を受ける場合のいろいろなあつせんとか手続とかいふものまで指示するのかがどうかということを開きたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 この機械工業審議会は、法律の第二条に書いておつて、す通り、各業種の合理化の基本計画を定めるわけでございまして、この基本計画には、指定された業種につきましまして昭和三十五年における機械類の性能または品質、生産費その他の合理化の目標をきめる、それから新しく設置すべき近代化設備の種類とか資本の額について、あるいは古い設備の処理をどうするかといふふうな事、それからそのほか生産技術の向上とか能力の増進とか、その他合理化に関する重要事項について審議して決定するわけでございまして。先ほど御質問の開銀との関係の手続とかあつせんとかいふ問題は、この機械工業審議会では扱いませんで、これは通産省なりがやるだけさうな事について措置を講ずることになつております。

○鈴木(義)政府委員 お話の点でございますが、この法案で考えておりますのも、やはり業界が自主的に計画を立てるのを待つわけでございまして、従ひましてこれは強制的にしまして、無理にやらせるといふふうなことはないか、ないわけでございまして、しかしながらこの法案で考えております特別資金の問題にいたしまして、あるいはカルテルの結成にいたしまして、かような措置によりまして業界が刺激し、かような方向によって業界が出てくるのを待つ、それによって設備の近代化を

はかりあるいは専門製作の態勢を整える、あるいは規格の統一をはかり技術の向上をはかる、かような方法で奨励政策としてこれを取り上げる。業界が大いにこの制度を活用して出てくるのを待つわけでございまして。

○松尾委員 何にしましてもこの点はむづかしいことだと思ひますから、一つよく研究して指導をしていただき、この高邁な理想を貫徹することは私は賛成です。次に法律案の中の機械工業審議会の点についてちょっとお尋ねをするので

すが、この機械工業審議会は当面です、どういふようなことをおやりになるつもりですか。と同時に、私の聞きたいのは、この審議会が開銀からの融資を受ける場合のいろいろなあつせんとか手続とかいふものまで指示するのかがどうかということを開きたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 この機械工業審議会は、法律の第二条に書いておつて、す通り、各業種の合理化の基本計画を定めるわけでございまして、この基本計画には、指定された業種につきましまして昭和三十五年における機械類の性能または品質、生産費その他の合理化の目標をきめる、それから新しく設置すべき近代化設備の種類とか資本の額について、あるいは古い設備の処理をどうするかといふふうな事、それからそのほか生産技術の向上とか能力の増進とか、その他合理化に関する重要事項について審議して決定するわけでございまして。先ほど御質問の開銀との関係の手続とかあつせんとかいふ問題は、この機械工業審議会では扱いませんで、これは通産省なりがやるだけさうな事について措置を講ずることになつております。

○鈴木(義)政府委員 お話の点でございますが、この法案で考えておりますのも、やはり業界が自主的に計画を立てるのを待つわけでございまして、従ひましてこれは強制的にしまして、無理にやらせるといふふうなことはないか、ないわけでございまして、しかしながらこの法案で考えております特別資金の問題にいたしまして、あるいはカルテルの結成にいたしまして、かような措置によりまして業界が刺激し、かような方向によって業界が出てくるのを待つ、それによって設備の近代化を

はかりあるいは専門製作の態勢を整える、あるいは規格の統一をはかり技術の向上をはかる、かような方法で奨励政策としてこれを取り上げる。業界が大いにこの制度を活用して出てくるのを待つわけでございまして。

○松尾委員 何にしましてもこの点はむづかしいことだと思ひますから、一つよく研究して指導をしていただき、この高邁な理想を貫徹することは私は賛成です。次に法律案の中の機械工業審議会の点についてちょっとお尋ねをするので

すが、この機械工業審議会は当面です、どういふようなことをおやりになるつもりですか。と同時に、私の聞きたいのは、この審議会が開銀からの融資を受ける場合のいろいろなあつせんとか手続とかいふものまで指示するのかがどうかということを開きたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 この機械工業審議会は、法律の第二条に書いておつて、す通り、各業種の合理化の基本計画を定めるわけでございまして、この基本計画には、指定された業種につきましまして昭和三十五年における機械類の性能または品質、生産費その他の合理化の目標をきめる、それから新しく設置すべき近代化設備の種類とか資本の額について、あるいは古い設備の処理をどうするかといふふうな事、それからそのほか生産技術の向上とか能力の増進とか、その他合理化に関する重要事項について審議して決定するわけでございまして。先ほど御質問の開銀との関係の手続とかあつせんとかいふ問題は、この機械工業審議会では扱いませんで、これは通産省なりがやるだけさうな事について措置を講ずることになつております。

○鈴木(義)政府委員 われわれとして特に具体的に予想しているものはないわけですが、ここに書いてあります通り、経済事情の著しい変動の

この十八品目の中で、向上させて輸出がねらいだということになりましたと
きに、必ずしもそれらが東南アジア貿易の増加に持っていけるかどうか、

うな共通部門は非常に種類が多うこ

進、向上を進めていくようにお願いを

中でもどういふものに重点を置いてや

るのか、あるいは五カ年間の目標の中でこの二、三年はこれに目標を置き、さらにその二、三年の間に国内的な生産において培養をして、輸出はさらに三、四年後にこの分は伸ばす、という政策がなくては、機械の輸出の政策をいろいろ立てる意味において非常に不便であるだけでなく、政策の遂行そのものができないと思うのです。そこで私は機種別にどういう点に重点を置き、その五カ年計画の内訳はどういうように考えられておるか、これをお聞かせ願いたかったわけですが、全然資料がないのですか。

産業關係、經濟開發に役立つ機械、あるいは鉄道車両とか、さようなもののものには需要が相当多うございます。しかしながらからドル地域、ことにアメリカ市場あたりになりますと、ミシンとか双眼鏡とかあるいは写真機とか、このようなななな軽機械類も相当期待されるわけでございます。さようなわけ合いでございます。そして、市場別に見て、重機械、輕機械と、相手国を考え、今後目標を立てて大いに伸ばしていきたい、かように考えておる次第であります。

○多賀谷委員　どうもそういうことで
は重化学、ことに機械の生産は十分な

○鈴木(義)政府委員 輸出の問題は実は五カ年計画作成後におきましても状況によって相当変化ができております。われわれといたしまして、今年度の目標については輸出会議に目下諮ってきめようと思つてやつておるわけでございます。今後の問題についてもできるだけ実際の計画を立てたいと考えております。五カ年計画の今まで作成しましたもののバック・グラウンドがどうなっているか、これは資料を調べまして、ございましたら別に御説明させていただきますと存じます。それからどういふふうな機械に重点を置くかというところでございますが、今後機械

目標を達することができないと思うのです。政府がまだ十分な計画を持たないという状態において、政府にコンサルタントの機関でも設けてよく相談をしるとか、あるいは相談機関を設けるといいますが、政府自身の計画が十分ない、こういうことでは機械の輸出の振興という目的は十分達し得られないと思う。なるほど五カ年計画のバック・グラウンドがあったかなかったかということを私は言っておるのじゃないけれども、五カ年計画ができた以上、あるいはバック・グラウンドでなくとも、それに基いて一応政府として政策を樹立されるというのが、こと

は全般としてわれわれとしては重点的に取り上げて推進していきたい。従いまして重機械類ももちろんのこと、軽機械類もともに伸ばしていきたい。もちろん市場によりまして、午前中も御説明申し上げましたが、東南アジアとか、さようなところでは経済開発が非常に多うございますので、発電機械とかあるいは産業機械とか、農業用、灌漑用のものとか、さような

に私は当局の当然しなければならぬ作業であると思うのです。それがまだできておられない。行き当りばったりだということではなく、今後どういう機械が海外に伸びて、どういう機械の生産に重点を置くか、こういう施策がなければならぬと思うのです。機械は全般的にやるかといえばそれまでですけれども、やはりそのうちでも超重点的にはどういうものを作らなければならぬ、

あるいはさらにこの部分についてはかなり進んでおる、あるいは日本の技術でもこれはポピュラーな製品であり、そう型も変らないから、日本でも価格さえ安くすれば、あるいは大量生産をすれば伸びていく、こういう政策がなければならぬと思うのです。それで私はそれを聞いておるわけですが、一体その計画がないというようなことでは役人としての務めが勤まらないと思うのです。一体政務次官は、各機種別ごとの計画がないという状態でこの重工業局の役目が勤まると思いますか。電力のように一本であれば別ですが、機

時限立法ですからその時限立法の期間内には一応どういうような推移をたどるであらうというくらい計画が立てられてしかなるべきである、これもまた同じであります。なるほどこれは共通の部分品の部門だけでありますけれども、機械工業全般の政策の中の一つとして、その一つの柱として出されたものでありますから、私たちはやはりその政策の全貌を知りたい、全貌の上に立ってこういう政策をわれわれは審議していきたいと思うのであります。しかるに繊維工業におきましてもその五カ年計画というものが出されないで、

というよりなことでは、私たちは残念ながら審議をするわけにいかない。私は今日は審議をやめます。ですからああです、こういう機種について、大まかでもけっこうです、私は必ずしもそれが絶対不変であるということを要求しておるのじゃないのです、大体でよろしゅうございますから、第一目標はこれ、第二目標はこれ、あるいは最終的な目標はこれと、どちらでもいいのですから一つ出していただくたい。そして輸出はどのくらいになるのだ、生産はどのくらいになるのだ、こういう内訳を出してもらわなければ、過去の資料

械という場合は多種あるわけです。ですからどういふ機械を伸ばしていくかということややはり考えられ、また海外の市場はどういふ状態になるだろうかと一応の計画がなければならぬと思うのです。そうしなければ民間の指導ができぬじゃありませんか。一体政府はどういふふうに考えておるか、これを政務次官から御答弁願いたい。

○川野政府委員　機械類等の輸出に關しましては、輸出會議を開きまして、そうして輸出目標を定めて現在やっておりますような次第であります。今後さらに具体的な問題につきましては検討いたしたい、かように考えておる次第で

過去の実績ばかりを統計に出されておる。また今日の機械の振興法案をわれわれが審議するに際してもその通りであります。われわれは計画の上に立って審議をしておるのです。なるほど經驗主義でいけばわかるかもしれませんが、そうまではいきません。やはり政府としてはいろいろな情勢を判断されて、あるいはいろいろ調査をされ、研究をされて、少くとも機械については大まかな機種だけでもやはり計画を立てるべきが至当であると考えるのであります。それがなければ、私はかなりの質問を用意しておるのです。が、できないのです。たとえば、今後

料を幾らもらいまして、われわれは今後の政策を審議しておるので、審議の材料にならないわけですから、それをお願いしたい。そこで私は今日の質問を以上で打ち切ります。

○鹿野委員長代理 次会は明二十四日午前十時より開会いたすことにして、本日はこの程度で散会いたします。

午後二時五十二分散会

ごさいいます。

○多賀谷委員　重工業課からかなり膨大な資料が出ておるのですけれども、過去の資料ばかりであります。統計も過去の統計ばかりでありまして、一応の目標というものが全然掲げられていない。三十五年度の目標が一つ掲げられておるのみであります。これは繊維についてとも言い得るのでありまして、繊維のあれだけの設備制限が出れば、

政府としては超重点的にはどういふ機械を伸ばしていくがいゝか、あるいは日本はいわば中進段階にある国であるが、こういう国にはどういふ機種がいゝだろうか、あるいは東南アジアの状態はこゝういふ状態であるが、それにはどういふような機種がいゝだろう、どれが伸びるのだろう、こゝういふ質問をわれわれはしたいと思うのですけれども、根本的な五カ年計画の計画がない